様式第4号(第7条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 石巻地方広域水道企業団受水槽又は直結増圧設備を使用する集合住宅の各戸計量・徴収に関する契約書 |  |

(専用栓第　　　　　　号)の集合

　住宅に係る各戸メーターの計量及び水道料金の納入に関し，石巻地方広域水道企業団(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は次の条項により契約を締結する。

　　(水質の保全及び受水槽以下又は直結増圧設備の維持管理)

　第1条　公道部分以外の給水装置及び受水槽以下又は直結増圧設備の修繕その他の維持管理又は水質の保全については，すべて乙の責任とする。

　2　乙は，受水槽以下又は直結増圧設備(以下「用水設備」という。)の修繕担当業者を甲の指定する指定給水装置工事事業者2社(者)以上を選定し，甲に届け出なければならない。

　　(水道メーターの寄附)

　第2条　乙は，各戸に設置した水道メーターを，この契約の締結と同時に甲に寄附するものとし，その後の維持管理は甲が行うものとする。

　　(給水の申込)

　第3条　乙は，各戸使用者の給水申込書を取りまとめ提出するものとする。また，集合住宅使用者名簿により，提出しなければならない。

　　(計量及び料金の納入方法)

　第4条　甲は，各戸メーターを定例日に計量し各戸使用者ごとに水道料金を算定し請求するものとする。ただし，各戸メーター等の故障等により計量しがたいときは，前使用水量を勘案し認定することができるものとする。

　2　前項の規定に係わらず，親メーターの計量水量から各戸メーターの計量水量の合計水量を控除した水量差が，親メーターの計量水量に対して4パーセント以上の場合は，その水量差に係る料金は乙の負担とする。

　3　各戸使用者の水道料金の納入方法は，口座振替を推奨する。

　　(届出)

　第5条　乙は，次の各号のいずれかに該当する場合は，速やかに甲に届け出なければならない。

　　(1)　所有者に変更があったとき。

　　(2)　用水設備の修繕担当業者に変更があったとき。

　　(3)　用水設備中，各戸メーター前後の改造又は撤去のための工事をするとき。

　　(苦情処理)

　第6条　各戸使用者から用水設備等について，苦情を受けたときは，すべて乙が処理しなければならない。

　　(周知及び協力)

　第7条　乙は，各戸使用者に対して常にこの契約の内容を周知させ，甲の業務が円滑に処理できるよう協力しなければならない。

　　(契約の解除)

　第8条　甲は，乙がこの契約の条項に違反し，その旨勧告しても，なお是正しないときは，この契約を解除することができる。

　2　前項の規定により契約を解除した場合において，乙に損害が生ずることがあっても，甲はその責を負わない。

　　(その他)

　第9条　この契約に定めのない事項については，石巻地方広域水道企業団給水条例及び同施行規則その他の定めに準じて甲，乙協議し定めるものとする。

　　(契約の有効期限)

　第10条　この契約の有効期限は　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。ただし，上記契約期間満了前1か月まで甲，乙いずれからも異議の申立てがないときは，この期間をさらに1年延長するものとし，その後において期間が満了したときもまた同様とする。

　　この契約の証として，次の書類を添えて契約書2通を作成し，甲，乙各1通を保有する。

　添付書類

　　1　給水申込書

　　2　水道メーター寄附採納願

　　3　用水設備修繕担当業者選定届

　　4　集合住宅使用者名簿

　　　　　　　年　　月　　日

甲　住所　　石巻市蛇田字新上沼116番地

氏名　　石巻地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印